

## 「租税特別措置法の一部を改正する法律案」について

最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、以下の措置を講ずる。

### 住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減

平成 21 年初から平成 22 年末までの間に直系尊属から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、当該期間を通じて 500 万円まで贈与税を課さない。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする。

### 中小企業の交際費課税の軽減

資本金 1 億円以下の法人に係る定額控除限度額を、平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から、400 万円から 600 万円に引き上げる。

### 研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、

- ① 平成 21、22 年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに、
- ② 平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能とする。